

加入タイプ

2つの加入タイプから選択いただけます。

Aタイプ

〔出荷前の一時保管に対応〕
120日以内で加入者が選択する
期間を補償します。

Bタイプ

〔自家販売等のための通年保管に対応〕
建物総合共済の共済責任期間と同じ
期間(1年間)の補償となります。

共済掛金

1建物・1品目につき、1口(100万円)当たり

Aタイプ

1,000円

Bタイプ

3,000円

共済金のお支払い

収容農産物に1万円を超える損害が発生した場合、加入口数を上限に実損害額を収容農産物損害共済金としてお支払いします。

地震等事故については実損害の30%が限度となります。(1建物・1品目につき、1口当たり30万円限度)



損害額の算出方法(米の場合)

損害の額 = 損害の生じた数量 ×

農林水産大臣が告示する 水稲の単位当たり共済金額

※平成28年産福岡県主食用米の告示額 196円/kg
用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。

〔例〕農作業場(1口・100万円加入)に泥水が流れ込み、保管中の玄米に被害が発生

被害を受けた玄米が6,000kg(100俵)の場合

- ・損害額の算出 6,000kg×196円=1,176,000円 > 支払限度額
- ・収容農産物損害共済金 ……………1,000,000円

被害を受けた玄米が3,000kg(50俵)の場合

- ・損害額の算出 3,000kg×196円=588,000円 < 支払限度額
- ・収容農産物損害共済金 ……………588,000円

※1口の支払限度額は100万円です。

※もみ又は精米が被害を受けた場合は、被害数量を玄米に換算して算出します。

※詳しくは NOSAIまでお問い合わせください。

NOSAI 筑前福岡

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目20-12

☎092-624-2211
FAX 092-624-2210

宗像支所

〒811-3436 宗像市東郷5丁目5-3

☎0940-37-0508 FAX 0940-37-2242

糸島支所

〒819-1138 糸島市前原駅南2丁目24-5

☎092-324-0600 FAX 092-323-2593

NOSAI 筑後川流域

〒838-0065 朝倉市一木906-10

☎0946-22-3645
FAX 0946-24-1231

NOSAI 筑後地区

〒833-0035 筑後市大字古島451-1

☎0942-53-0361
FAX 0942-53-0365

NOSAI 京築北九州

〒824-0031 行橋市西宮市5丁目1-5

☎0930-22-0867
FAX 0930-22-0881

豊築支所

〒828-0052 豊前市大字塔田51番地

☎0979-82-1515 FAX 0979-82-1518

遠賀・中間支所

〒811-4303 遠賀郡遠賀町大字今古賀603-1

(遠賀・中間地域広域行政事務組合内)
☎093-293-0113 FAX 093-293-0035

NOSAI 筑豊

〒820-0111 飯塚市有安958-38

☎0948-83-1007
FAX 0948-83-1135

